

社会科学学習指導案

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幕末に起きた渋染一揆の時代背景と経過・歴史的意味を理解することができる。</li> <li>・渋染一揆を闘った人たちの思いを考えることができる。</li> </ul>	
学 習 活 動	教 師 の 支 援	準 備 物
<p>1 本時の課題をつかむ。</p>	<p>幕末に岡山藩で渋染一揆という、人権を獲得するための闘いがあったことを知らせ、学習意欲をもたせる。</p>	
<p>渋染一揆について知り、差別とたたかった人たちの思いを考えよう。</p>		
<p>2 渋染一揆について調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸時代の時代背景や儉約令について調べる。</li> <li>・儉約令が出された時の、農民や町人からも差別されてきた人々の思いを想像する。</li> <li>・渋染一揆の経過を調べる。</li> </ul>	<p>資料 を読んで、身分による違いが当たり前の時代であったことを確認する。</p> <p>資料 を読み、岡山藩が儉約令を出した訳をワークシート で確認する。</p> <p>ワークシート に差別された人々の気持ちを書かせ、身分による違いが当たり前の時代であっても特別扱いされることに憤る人々の思いに迫ることができるようにする。</p> <p>資料 をもとに、渋染一揆の経過についてワークシート にまとめることを通して、嘆願・強訴・赦免という三つの取組をとらえることができるようにする。</p>	<p>資料</p> <p>ワークシート</p>
<p>3 本時のまとめをする。</p>	<p>本時の学習で分かったことを発表させ、本時のまとめをする。</p>	
<p>差別された人々は、高い人権意識と団結の力で差別に立ち向かい、平和的な解決をめざして渋染一揆をたたかった。</p>		

## 社会料資料

### 資料

#### 身分によるちがいが当たり前前の時代

江戸時代、村の人はまとまってどこかのお寺に所属していました。どこのだれは何歳というように役所の戸籍こせきのような帳面を村ごとにお寺が作っていました。そのころ、差別された人々は、「百姓（村人）」とは別の帳面にされ、「身分」による分け隔てが行われました。

江戸時代は、住むところや仕事は自由に選べず、ちがう身分の人と結婚したり、一緒に食事をしたりしないのが当たり前前の世の中だったのです。

### 資料

#### ピンチだった岡山藩と儉約令

江戸時代の終わり、1855年のことです。その年の暮れも押し寄せたころ、岡山藩は儉約令を出します。

その最初にはこのように書かれていました。

「岡山藩は、近ごろどんどん借金が増えて苦しくなっている。特にペリーがやって来てからは、幕府から遠く東の方の海岸の守りを言いつけられ、これまで以上にお金がかかる。それに、江戸で大地震があって、藩の建物がずいぶんこわれ、その修理に多くのお金がかかる。このままでは、どうにもできなくなる。……だから、きびしく節約するつもりだ。みんなもぜいたくをせず儉約をしなさい。」

儉約令の中身は29か条ありましたが、その最後の5か条、別段御触書べつだんおふれがきは、そのころ、百姓とは別に差別されていた人々に対してのものでした。

百姓に対しては「着物は木綿で目立つような色ではないもの。」としていたのに、差別されていた人々に対しては「新しく着物をつくる時は、紋もんなしで渋染しぶぞめ・藍染あいぞめだけだ。」と百姓と分け隔てをする内容でした。渋染や藍染は特別そまつな着物ではありませんでしたが、好きな色やがらは許さないというのです。また、「雨天のとき、村内の仲間の家に行くときは、くりげたを使用することは許す。ただし、顔見知りの百姓に出会ったら、げたをぬいであいさつをする。」と、百姓への礼儀も求めています。

## 資料

### 思いをまとめて書面で願い出る（嘆願<sup>たんがん</sup>）

年が明けて別段御触書のくわしい内容を知った差別された人々は、その14年前にも同じような俵約令が出されたとき、「嘆願書」(お願いの手紙)を書いて許してもらったことを思い出し、今回もそうしようと考えました。事情を説明して願いを聞き入れてもらおうと、そのころ岡山藩に50数か村あった差別された人々の村どうし連絡をとりながら嘆願書をまとめました。最初の寄合を開くまでわずか2週間ほどのうちに、いくつかの村で「嘆願書」の下書きが用意されました。2月18日、各村の代表者の名前を入れた嘆願書を差し出しました。しかし、4月6日に嘆願書がつけ返されたため総寄合を開き、「これから、判を押せときびしくなるだろう、とにかく拒否しよう。」と確認し合いました。

### 思いを果たそうと行動をおこす（強訴<sup>こうそ</sup>）

しかし、差別された人々はどうしても自分たちの思いを果たそうと行動を決意します。6月13日の夜中から14日の朝、千数百人の人々が集まりました。岡山藩の筆頭家老、伊木忠澄<sup>いぎただずみ</sup>の屋敷のある虫明<sup>むしあげ</sup>(邑久町)におしかけて嘆願書をわたそうというのです。しかし、途中、大きな榎<sup>えのき</sup>のあったところで刀ややりで出迎えた伊木の家来たちとぶつかり、向かい合ったまま進めません。ねばり強く話し合いをし、15日の昼過ぎ、ついに嘆願書を取りついでもらいました。

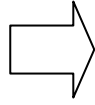
### 牢の中の仲間を救い出す（赦免<sup>しゃめん</sup>）

しかし、この時代は、たとえ要求が正しいと認められても、強訴の指導者には罰がありました。このあと、きびしい調べによって12人がとらえられました。一人はしばらくして解放されましたが、6人は牢屋の中でなくなりました。みんなが命を助けたいと願いを出して、2年後の1859年6月14日に5人は解放されました。その後差別された人々が没収を強制されることはありませんでした。

江戸時代の終わりの儉約令

ペリー来航で警備を命ぜられる

江戸の大地震で藩の建物がこわれる



さらに借金がふくれあがり

1855年, ピンチになった岡山藩は

29か条の [ ] を出す

別段御触書

岡山藩の差別された人々は, どんな気持ちになったのでしょうか。



一、(差別された人々に)衣類は、紋なしで渋染が藍染に限りなさい。しかし新しく作っては費用もかかるので、今持っているものであれば、質素な木綿なら当分の間はかまわない。ただし、紋のついたものは着てはいけない。...

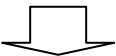
一、(百姓に)男女とも木綿にしない。えりやそでにも絹を使つてはいけない。一、くし・かんざしは竹・木

29か条のうち最後の5か条(別段御触書)の一部

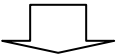
\* 渋染: 柿渋などで染めた丈夫な普段着

渋染一揆の経過

1856年1月上旬 儉約令の最後の5か条が言い渡される

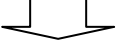


1月下旬 53の村の代表者が集まって話し合い, [ ] を作成する



[ みんなの思いを出し合い, 話し合つてまとめる ]

( )月( )日 嘆願書を差し出す



( )月( )日 嘆願書がつき返される

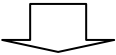


( )月( )日 吉井川の河原に集合し, [ ] を実行する

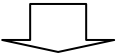


[ むりやりみんなでおしかけて, 嘆願書をわたす ]

6月15日 嘆願書を取りついでもらう



1857年5月 指導者12人がとらえられる(一人はしばらくして解放される)



赦免を求める [ 牢屋の中の仲間をみんなで救おうとする ]



6人が牢屋の中で亡くなる



1859年( )月( )日 残り5人が解放される 以後, 渋染を強制されることはなかった